

第19号議案

品川区すまいるスクールの実施に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区すまいるスクールの実施に関する条例の一部を改正する条例
品川区すまいるスクールの実施に関する条例（平成27年品川区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第10条中「すまいるスクール」を「区長は、すまいるスクール」に、「保護者は」を「保護者から」に、「納付しなければならない」を「徴収する」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、すまいるスクールを利用しなかった月分の利用料は徴収しない。

第10条第1号中「250円」を「0円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、令和7年4月以後のすまいるスクールの利用に係る利用料について適用し、同年3月以前のすまいるスクールの利用に係る利用料については、なお従前の例による。

（説明）すまいるスクールの午後5時までの利用に係る利用料を無償化するほか、利用料の徴収に係る取扱いを見直す必要がある。